

和歌山県バドミントン協会規約

第一章 名称及び事務所

第1条 本会は和歌山県バドミントン協会と称す。

第2条 本会の事務所は理事長の所在地におくことを原則とする。

第二章 目的

第3条 本会は和歌山県のバドミントンの中核機関となり、バドミントンの健全なる普及発展を図るとともに、県民体位の向上に寄与するのを目的とする。

第三章 事業

第4条 本会は第3条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 県内大会並びにその他の競技会の開催
2. 競技の指導並びに講習会の開催
3. その他目的達成に必要な事業

第四章 会員及び会費

第5条 本会は本会の趣旨に賛同するアマチュアバドミントン連盟、同好会及び個人をもって会員とする。

第6条 入会及び会費に関する事項は第六章第17条にもとづく理事会（以下理事会という）の議を経て別にこれを定める。

第五章 役員

第7条 本会に下記の役員をおく。

1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 理事 若干名
 4. 監事 2名
- ただし、理事には理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、会計理事1名をおく。

第8条 会長、副会長は理事会において推薦する。

会長は本会を代表して会務を総理するとともに会議を招集しその議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。

第9条 理事長、副理事長、常任理事及び会計理事は理事の互選により会長これを委嘱する。

理事長は会務の処理を統括する。副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。

第10条 常任理事は理事会の議を経て会長が委嘱し会務を常時分掌処理する。

第11条 会計理事は理事会の議を経て会長が委嘱し本会の会計事務行う。

第12条 理事は団体の代表者または会長の委嘱者とし会務を執行する。

第13条 監事は理事会の議を経て会長が委嘱し会計を監査する。

第14条 役員任期は二年とする。ただし再任を妨げない。

役員に欠員の生じた場合、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第15条 本会は理事会の議を経て名誉会長、顧問、参与をおくことができる。

第16条 本会は必要に応じて専門委員会をおくことができる。

専門委員は理事会において推薦して会長が委嘱し、会長の指示をうけて会務の処理にあたる。

専門委員会に関する規定は理事会の決議により別に定める。

第六章 会 議

第 17 条 理事会は本会の最高決議機関であつて会長、副会長、理事をもって構成する。

第 18 条 理事会は年 1 回以上会長が招集し下記事項を決定する。

1. 事業計画及び予算・決算に関すること。
2. 規約改正
3. 役員を選任
4. その他

第 19 条 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、理事会の決議を執行するとともに緊急の場合、理事会を代行し理事会の承認をうける。

第 20 条 会議は役員の 1/2 以上の出席者がなければ開くことができない。ただし委任状は認める。決議は出席者の過半数をもって行う。

第七章 会 計

第 21 条 本会の経費は登録料、寄付金、補助金、その他の収入をもって当てる。

第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

第八章 付 則

第 23 条 この規約は昭和 44 年 4 月 1 日より施行する。